

保護者各位

おおぞら保育園
園長 廣部信隆

緊急事態宣言延長に伴う臨時休園について

日頃より本園の保育運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

4日午後に新型コロナウイルス特別措置法に基づく政府対策本部会合で緊急事態宣言に関し全都道府県を対象としたまま5月31日までの25日間延長すると表明致しました。これを受け鎌ヶ谷市内の保育園は市の要請に応じて臨時休園となります。

保育利用は下記に示している保育の提供を必要とする方(家庭)を対象と致します。

子ども達やその家族、そして、職員の健康と命を守るため、今一度、緊急事態宣言延長の主旨をご理解いただき、現時点での保育園利用の必要性を再確認していただけるようお願い致します。

記

施設における対応（鎌ヶ谷市で示される基本ベース）

- ① 保育園は原則として臨時休園と致しますが医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方、事情により家庭での保育が困難な方について保育を行います。
- ② 保育利用には事前に「保育利用申込書」の提出が必要になります（保育園が受け取り利用有無を判断します。）詳しくはホームページにて閲覧してご確認下さい。

休園要請で園独自でお願いする対応は

職員の安定的な配置を進める観点からお預かりする時間の短縮を可能な限りお願い致します。

- 1) 登園自粛をお願いしたい家庭の範囲を広げる。
 - ・在宅勤務、テレワーク等。保護者をご自宅にいる家庭は原則家庭保育をお願いします。（職場によっては要件が難しい場合があると思いますが、再度、職場にご相談下さい。）
 - ・保育時間の短縮、長時間の接触時間を低減する。延長保育(18時以降)の利用を原則、控えて下さるようお願い致します。